**住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の減額措置について**

バリアフリー改修を行った住宅について、次の要件を満たすものは当該住宅（家屋）に係る固定資産税の減額（１年度分）を受けることができます。

1. **減額の対象となる住宅の適用要件**
* 新築された日から１０年以上経過した住宅であること（賃貸住宅を除く）
* 令和８年３月３１日までに次の２に掲げるバリアフリー改修工事を行っていること
* 改修後の住宅の床面積が５０㎡以上２８０㎡以下であること
* バリアフリー改修工事に係る自己負担額が１戸あたり５０万円を超えること
* 次の３に掲げる居住要件を満たしていること
1. **減額対象となるバリアフリー改修工事**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１） | 廊下の拡幅 | （２） | 階段の勾配の緩和 | （３） | 浴室の改良 |
| （４） | 便所の改良 | （５） | 手すりの取付け | （６） | 床の段差の解消 |
| （７） | 引き戸への取替 | （８） | 床表面の滑り止め化 |  |  |

1. **減額対象となる居住要件**

当該住宅へ次のいずれかの方が居住していること

（１）６５歳以上の方（工事が完了した翌年の１月１日時点）

（２）介護保険法において、要介護又は要支援認定を受けている方

（３）障害のある方

1. **減額内容**

　（１）減額期間・・・バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分に限り減額

（２）減額範囲・・・対象となる住宅１戸あたり１００㎡相当分までの固定資産税1/3を減額

例）140㎡の住宅で、要件に合致する改修工事が令和７年６月１０日に完了した場合は、１0０㎡までの税額の1/3が減額され、残りの40㎡は通常の税額となります。

令和８年度の課税標準額　３，0０0，000円

【減額される額】

３，０00，000円×1.4％×100㎡/140㎡×1/3＝１0，000円

【減額後の令和８年度の固定資産税額】

４２，０00円-１0，000円＝３2，000円

（３，０00，000円×1.4％＝４２，０00円）

1. **必要書類**

工事完了の日から**３か月以内**に以下の書類を提出してください。

1. 固定資産税バリアフリー改修工事減額申告書
2. 納税義務者の住民票の写し（ただし、申請書に納税義務者の個人番号を記入していただいた場合は不要）
3. 改修工事に係る工事費用の明細及びその支払いが確認できる書類
4. 改修工事箇所の写真又は増改築等工事証明書
5. 介護保険の住宅改修費及び補助金等を受けていることが確認できる書類（介護保険の住宅改修費及び補助金等を受けている場合のみ）
6. 上記３の居住要件に応じた書類

６５歳以上の方・・・住民票の写し

要介護又は要支援認定を受けている方・・・介護保険の被保険者証の写し

障害のある方・・・身体障害者手帳または療育手帳の写し

1. **注意事項**
2. 改修工事完了後３か月以内に申告をされなかった場合は、減額を適用できません（やむを得ない理由がある場合を除く。）
3. 耐震改修工事に伴う減額措置の適用を受けている場合は、重複しての適用は受けられません。
4. バリアフリー改修工事と併せて行ったリフォーム等の費用は適用要件にある自己負担額に含まれません。
5. 申告書に納税義務者の個人番号を記入の上ご提出いただいた場合、納税義務者の方の住民票の写しの提出を省略することができます。
6. 建築から相当に年数が経過した家屋の場合、この制度により減額される税額が証明書の発行手数料を下回るケースもあります。

証明書の発行や手数料については、証明書の発行主体（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人）に直接お問い合わせください。

1. **問い合わせ・提出先**

〒981-0112

利府町利府字新並松４番地

利府町役場　町民生活部　税務課　資産税係　　　　　　　　　　　　　　　利府町HP

　電話　022-767-2329